昭和43年9月1日現在(推計人口)

		本月	前月比
人口	男	28,004	152増
	女	26,726	71増
	計	54,730	223増
世帯数		18,702	105増

狛江町広報

第103号　発行：昭和43年10月1日　狛江町役場（480）1181（代）

狛江町役場（夜間専用）
電話（480）1188
狛江町水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（489）0119

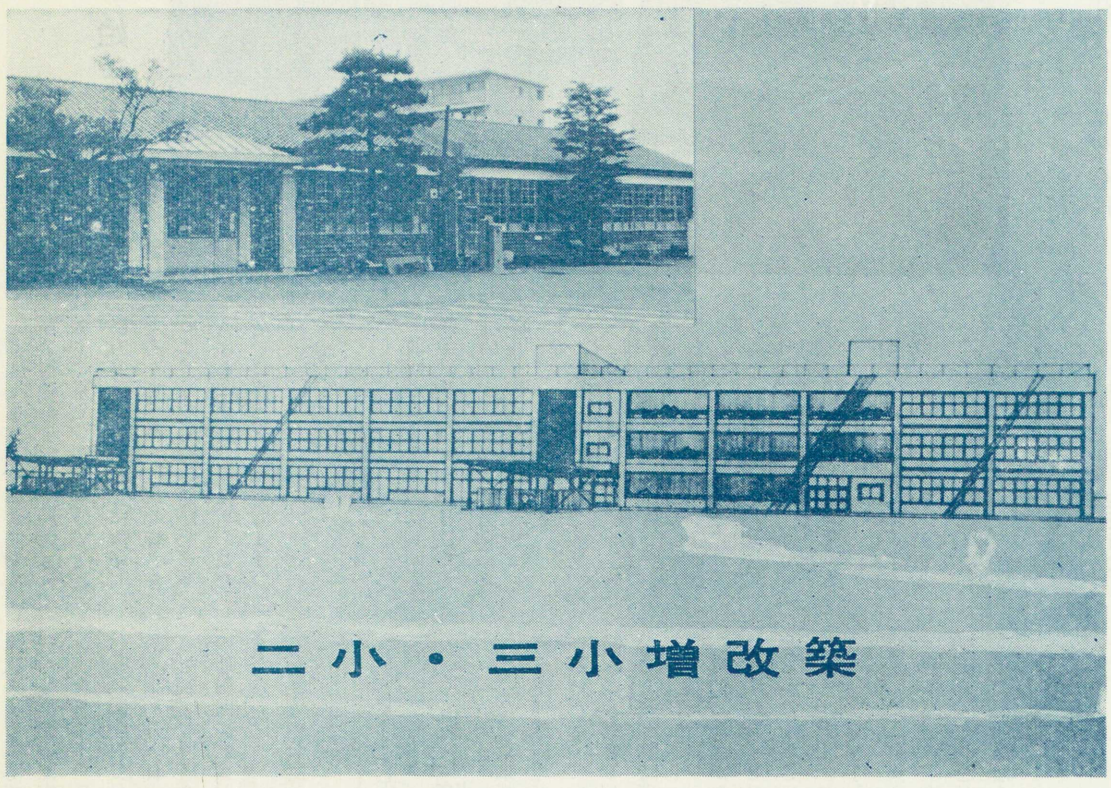

二小・三小増改築

来年五月完成めざして
二小改築始まる
工事費　六千七百五十万円

狛江第二小学校は、九月十一日に開かれた臨時会で、改築工事の契約議決が行なわれました。

計画では、工事費六千七百五十万で、来年の五月十日の完成をめざして工事が始められました。

近代的教室が十五室
三小増築始まる
工事費　二千五百九十万円

狛江第二小学校は、木造校舎のため老朽化がひどくPTAをはじめ、多くの皆さんから改築するよう強く要望されていました。

このほど地ちん祭が行なわれ、本格的に改築工事にとりかかりました。

この校舎は、鉄筋コンクリートの三階建てで、約千九百三平方メートルです。

教室数は、普通教室十五室で、近代的な校舎です。

来年の五月に完成しますと古い校舎とお別れし、新しい校舎で勉強ができるようになります。

狛江第三小学校は、就学児童の増加によって教室不足になっています。

この不足を解消するため、校舎が増築されます。

増築される校舎は、鉄筋コンクリート三階建て、約六百三十平方メートルで、普通教室六室が建てられます。

計画では、工事費は二千五百九十万円で、来年五月に完成の予定です。

写真上　改築で取りこわされた木造校舎
写真下　新校舎完成図

10月11日～20日
秋の交通安全運動

運転者も歩行者も交通ルールを守り
交通事故防止に全力を

▽…ことしも例年のとおり全国的に秋の交通安全運動が十月十一日…△▽…から十月二十日まで行なわれます。この運動は「交通事故の防…△▽…止、特に歩行者交通事故の絶滅を目標としてすべての国民が交…△▽…通安全に対する考えをさらに高め正しい交通を実践すること」…△▽…を目的としています。運転者も歩行者も、交通ルールを守り、…△▽…事故防止につとめましょう。……△

この運動は、毎年二回行なわれていますが、それにもかかわらず、昨年都内で六万九千六百五十五件の交通事故があり、多くの人が死亡し傷ついています。このうち、人対車両事故では路上へのとびだしが六千百七件、車両相互事故では出合いがしらの衝突が一万二千六百三十二件で交通事故のうちで最も多く発生しています。

路上へのとび出し事故は、路地など狭い道から突然子どもが道路にとびだして事故にあっています。道路には絶体にとびださないように日ごろからいいきかせておいてください。運転者もこのようなところを走るときは、いつでも停止できるようあらゆる場合をじゅうぶん予測しながら運転してください。また、出合いがしらの衝突事故は見通しの悪いところで徐行をしなかったり、交通量の比較的少い道路で一時停止を守らないためにおきています。徐行や一時停止は事故を防ぐために行なうのですから形式的では役にたちません。安全をじゅうぶんに確かめて運転することが大切です。

交通事故は、車を運転する人が交通ルールを確実に守らなかったり、歩行者のちょっとした不注意や油断からおきています。車を運転する人と道を歩く人がお互いに協力し譲り合って、いつでも交通ルール、交通道徳をよく守れば交通事故の大半は防げるでしょう。

△ちょっとした無理と油断が事故のもと▽とみんなが自分自身にいいきかせ、非惨な交通事故をおこさないようにまた、あわないようにじゅうぶん気をつけましょう。このためにも、特に次のことをよく守ってください。

一　歩行者は
(一)横断歩道等による横断の励行
(二)車の切れめをみて横断
(三)車両等の直前直後の横断禁止
(四)あい図をして横断
(五)斜め横断の禁止

二　運転者は
(一)横断歩道における歩行者保護の徹底
(二)一時停止または徐行の励行
(三)安全運転の励行
また、こどもの危険な車道へのとびだし、幼児のひとり歩き、路上遊戯等の防止に努めましょう。

以上のようなことをよく守り、みんなで協力しあって、悲惨な交通事故をなくしましょう。

昨年1年間東京都における交通事故発生の状況

発生種別＼道路別件数		件数 住宅街等	件数 幹線道路	住宅街等の比率(%)
車両相互事故	追突	3,730	12,874	22.4
	出合いがしらの衝突	10,301	2,331	81.5
	右折時側面衝突	2,286	4,028	36.2
	左折時側面衝突	729	1,534	32
	すれ違い時接触	660	289	69.5
人対車両事故	背面進行中	1,401	198	87.6
	交差点横断歩道横断中	969	2,033	32.3
	交差点横断歩道外横断中	1,088	833	56.6
	単路横断歩道横断中	277	689	28.7
	単路横断歩道外横断中	1,219	838	59.3
	路上遊戯・作業中	634	97	86.7
	路上へのとびだし	5,308	799	86.9
その他		8,144	6,375	56.0
合計		36,737	32,918	52.3

交通安全映画のつどい

十月十一日から二十日までの十日間、全国的に秋の交通安全運動が行なわれます。この運動にあたり「交通安全映画のつどい」を次のとおり行ないますので、皆さんお誘い合わせのうえ多数おいでくださいますようご案内します。

十月十七日午後七時～八時三十分　狛江第二小学校校庭
十月十八日午後七時～八時三十分　狛江第三小学校校庭

なお、雨天の場合は中止します。

訂正

前号（九月一日発行）でお知らせした国民健康保険税第十期分の納期は、第五期分の誤りでした。おわびして訂正いたします。

また、少年野球大会の結果で優勝シルバーホークス、二位コンドルスと発表したのは優勝コンドルス、二位シルバーホークスの誤りでした。深くおわびして訂正いたします。

今月は町・都民税第二期分、国民健康保険税第六期分を納める月です。

きょうから 共同募金が始まる

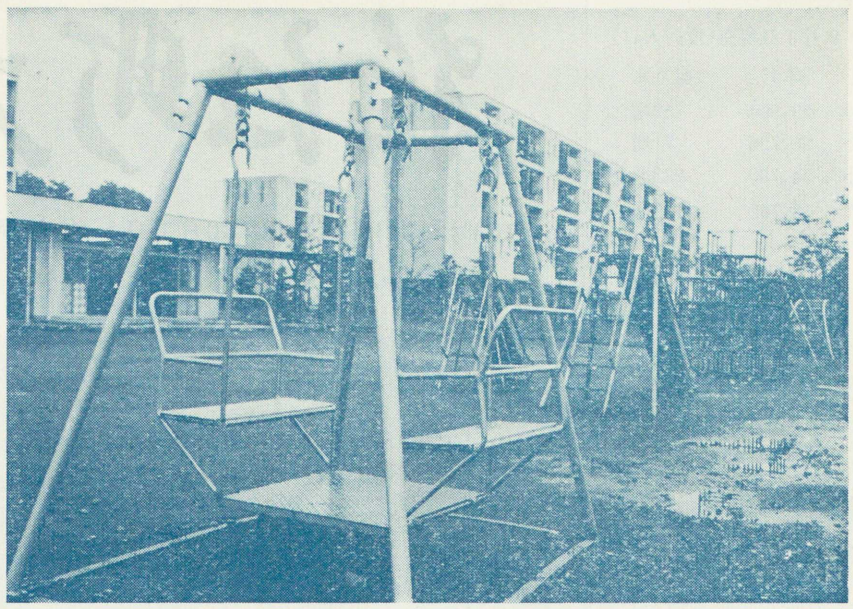

ことしも十月一日から共同募金運動が全国的に展開されます。募金事務については各協力委員のかたがたに依頼してありますが、町民の皆さんには、この運動の趣旨をじゅうぶんご理解のうえ、あたたかいご協力をお願いします。

募金の配分金で 遊具そろう

前回の募金では、都共同募金会から特別配分金として二十万円が、多摩川保育園（多摩川住宅地内）に配分されました。

これによってブランコ、スベリ台、タイコ橋、鉄棒などの遊具がそろい、毎日子どもたちは園庭で元気いっぱいに遊んでいます。

十月二十一日から 幼稚園児募集

町内の公認私立幼稚園の園児は、協会の申し合わせにより次のように募集されます。

一　募集願書配布
　十月二十一日（月）から
二　入園願書受付
　十一月一日（金）から
　なお、ご希望のかたは、次の幼稚園に直接お問い合わせください。

狛江町内公認幼稚園名（設置順）

狛江幼稚園　和泉二三七三
　電話（四八九）一五一五
いずみ幼稚園　猪方四二九
　電話（四八〇）八七五七
みずほ幼稚園　岩戸九五
　電話（四八〇）八〇三七
慶岸寺幼稚園　岩戸一四一二
　電話（四八九）〇九三四
こだま幼稚園　和泉四六六
　電話（四八〇）〇一二六

十月一六日 身心障害児巡回相談所開設

このたび東京都では身体障害や精神薄弱などが原因で、いろいろ困っているかたや、悩みごとのあるかたのために次のとおり臨時巡回相談所を開設します。

専門の先生がたが相談を受けますので、ぜひこの機会におでかけください。

日時　十月十六日（水）
　午後一時～三時
会場　狛江町集会所

身体障害者手帳、愛の手帳補装具、その他どんなことでも年齢に関係なくお気軽にご相談ください。

町長への便り

これまで「町民の声を聞く会」「納涼住民相談」を実施して、皆さんの当面している問題について相談してきましたが、十一月から、「町長への便り」をあらたに設けますので、ご投稿ください。

相談の内容は一切部外秘になっております。費用は無料です。

最高齢者宅へ町長が訪問 敬老金贈る

敬老の日を前日に控え、九月十四日、町長は町内の最高齢者であるお二人の家を訪問しました。

それぞれ敬老金とお祝い品の菓子折りを手渡し、今後もますます元気で長生きされますよう長寿への祝辞をのべました。

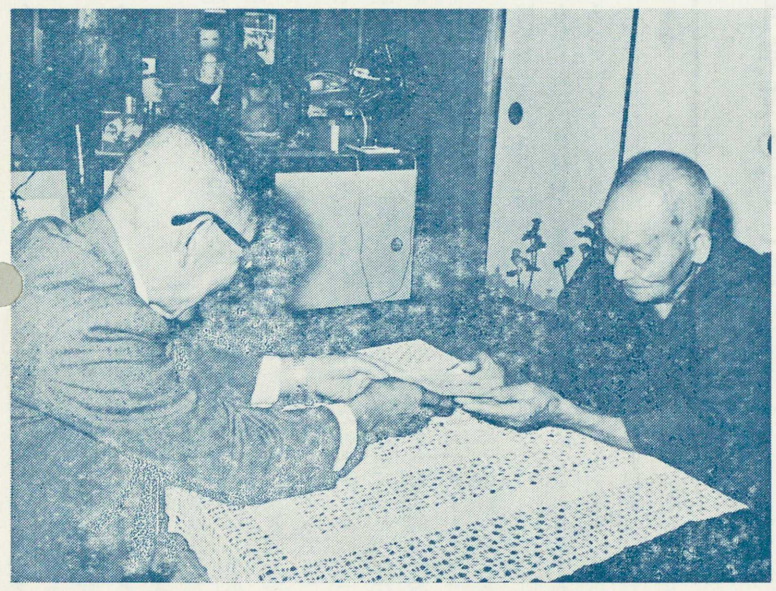

【町長からお祝いの敬老金を受ける臼井さん】

臼井兼吉氏（九四歳）
　和泉一七二一
明治七年四月十三日生

冨永金五郎氏（九四歳）
　小足立九二七
明治七年八月二十二日生

10月14日～20日 行政苦情相談週間

行政監理庁では、広く国民から行政に関する苦情を聞いてその解決を図るため、区市町村に行政苦情相談委員を設置しています。この制度について広く皆さんがたの理解と認識を深めるため、今月十四日から二十日までを行政苦情相談週間と定め、全国いっせいに次のような諸行事を行ないます。

十四日　都営狛江アパート集会所 二十日　役場で相談を

町では、十四日（月）和泉一五〇都営狛江アパート第一集会所で午後一時から四時まで、十八日（金）午後一時から五時まで役場において、狛江町担当の行政苦情相談委員　宮崎武雄氏が皆さんがたに、国、都、町などのあらゆる行政苦情について、すみやかにその問題点の解決策を導びくようご相談に応じます。

受け付けは住民課窓口で先着順に行ないます。

東京都地区の行事としては関東管区行政監察局が各行政機関の参加のもとに、次のとおり合同行政相談所を開設します。

十月十四日（月）池袋西武百貨店（四階）
十月十五日（火）八王子、イノウエ百貨店（四階）
十月十六日（水）吉祥寺武蔵野商工会議所（四階）
十月十七日（木）綿糸町交通会館（六階）
十月十八日（金）新宿ステーションビル（八階）

いづれも午前十時～午後四時

なお、各種団体で行政苦情相談委員に、相談、対話等のご希望がありましたら、住民課、または、委員まで直接ご連絡ください。

連絡先
行政相談委員　宮崎武雄
猪方五六四
電話（四八九）三八三

路上駐車は やめましょう

夜間狭い道路に駐車している自動車が見受けられますが消防、救急活動に、非常に障害となりますからやめましょう。

一分一秒をあらそう消火活動が路上駐車のため妨げられたり、災害現場え急ぐ救急車が深夜サイレンを鳴らし、運転手を起して自動車を移動させ、または遠まわりをしたため傷病者の救護が遅れた事例があります。

消防、救急活動が迅速にでき、災害が軽減できるようご協力をお願いします。

窓口申請 手続きご案内 その一

最近の統計では、各種証明等の役場窓口における取扱い件数は、一日二百五〇件から三百件に及んでいます。このうち、事前に電話での問い合わせがたくさんあり、また一度で用件が済まないかたもいます。そこで、このような窓口の諸手続きを一度で用件が済むよう、お客さんがたをお待たせしないようにするために、毎号この欄で窓口の諸手続きについてご案内します。

◎転入手続き（転入届）

必要とするもの	内容および注意事項
一　印鑑	本人または世帯主の印鑑を持参してください。
二　転出証明書	旧住所地の区市町村役場で発行されます。
三　米穀購入通帳	転入先の世帯に入る場合その世帯の通帳が必要です。
四　国民年金手帳	国民年金加入者のみ持参してください。
五　国民健康保険証	国民健康保険加入者のみ持参してください。
六　在学証明書	いままで在学していた学校の在学証明書を持参してください。一部の区市町村役場では転出証明書とは別に発行しているところもあります。
七　選挙人名簿登録（未登録）証明書	該当者は持参してください。
八　身体障害者手帳児童扶養手当証明書等	該当者に持参してください。

届は転入（実際に住み始めた日）の翌日から十四日以内に届けてください。

◎転居（町内移動）手続き（転居届）

必要とするもの	内容および注意事項
一　印鑑	本人または世帯主の印鑑を持参してください。
二　米穀購入通帳	一部転居の場合には、旧世帯の通帳と転居先世帯の通帳を持参してください。また、転居をして米屋を変更する場合は、配給を受けている米屋に申出のうえ通帳に必要事項を記入押印済となった通帳を持参してください。
三　国民健康保険証	国民健康保険加入者のみ持参してください。
四　国民年金手帳	国民年金加入者のみ持参してください。
五　身体障害者手帳、児童扶養手当証明等	該当者に持参してください。

届は転居の日（新らしく住所を定めた日）から十四日以内に届出てください。

十月二十二日・二十五日
住民の意見、要望、苦情聞く
町長を囲んで町民の声を聞く会

町民の皆さんの苦情処理については、住民相談室を設け個人の相談に応じて処理してきました。

しかしながら、町民の皆さんには、道路、下水道、水道教育、その他町の行政に対して、いろいろなご意見をお持ちのことと思います。

そこでこれらの問題について町長が直接町民の皆さんの声を聞き、明るく住みよい町をつくるために「町民の声を聞く会」を実施します。

だれでも出席できますのでお気軽に近所お誘い合わせのうえお出かけください。

日時場所　十月二十二日(火)
狛江第四小学校
十月二十五日(金)
都営住宅

いずれも午後二時～四時

方法　相談形式で行ないます

お買物しらべ
消費者動向実態調査実施

住民の皆さんが、消費生活のうえで行なうお買物の実態を調査して、近年目覚ましい技術革新の波と、コマーシャルブームのなかにある消費者の意識、心理、動向等を統計によって理解することにより一般小売店と消費者の関連をみて、今後の消費者行政と、売商業の近代化および合理化促進のための資料とする目的で、このほど「消費者動向実態調査」を実施することとしました。

方法は、一般消費世帯の主婦を対象に、無作為抽出という統計的な方法で四百世帯を選び、アンケート方式の調査用紙を郵送で配付し、無記名の回答を返送していただくというやり方です。

もし、町から調査のご依頼状が届きましたら、この趣旨をご理解いただき、ごく平易な内容なので、ありのままを記入して返送くださるようご協力をお願いします。

なお、この調査は、産業課で担当します。

十月一日に
住宅統計調査

十月一日には、全国的な規模で住宅統計調査が行なわれます。

この統計調査は、住宅関係の施策にもっとも必要な統計をつくるための調査で、五年目ごとに行なわれており、今回は第五回目にあたります。

この調査によって、わが国の各都市、各地域の住宅の実情が明らかにされ、その結果は、国や都道府県などが立案実施する住宅建設、都市再開発、地域計画、環境整備などの資料として用いられます。

調査対象のお宅へは、調査員がすでに調査票をお配りしてあると思いますが、その調査票にご記入のうえ、調査員が再度訪問しましたら渡すよう、この調査の実施について皆さんのご協力をお願いします。

十一月十四日まで
交通実態調査実施

このたび東京都では、人の動きによる、交通の需要の実態を調査することになりました。この調査は、都市交通の現状と交通の需要の実態をあきらかにして、都における交通関係の施策を進めていくうえの基礎となる資料をつくるために行なうものです。

このため、きたる九月十七日から十一月十四日までの間に、一定の統計理論にもとずいて抽出された世帯について調査員が直接訪問し家族の一日の行動状況等をお聞きすることになりますので、ご協力をお願いします。

ご協力いただいた資料は、外部にもらしたり税金やその他の目的に使うことは決してありません。正しい統計をつくり、東京の今後の交通対策の基礎資料とするこの調査の趣旨をご理解いただき、ありのままにお答えくださるようお願いします。

町へ交通安全施設寄贈

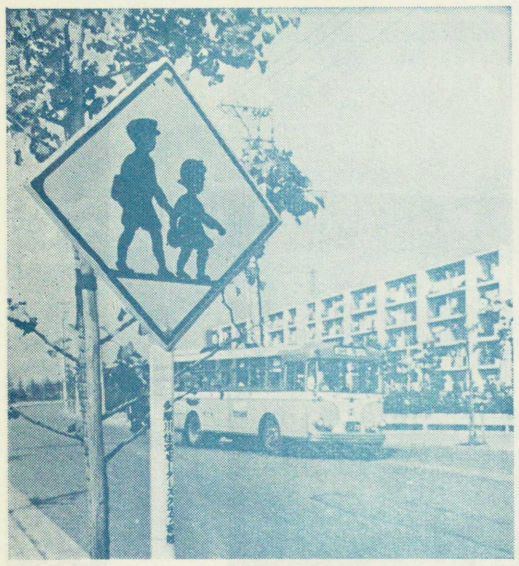

【多摩川住宅モータースクラブから寄贈された警戒標識】

このたび、多摩川住宅モータースクラブ（会長上西一生氏）と加藤商事（加藤敬氏）から交通安全のためにと、次の施設がそれぞれ寄贈されました。

多摩川住宅モータースクラブから　警戒標識　十本
加藤商事から
カーブミラー　一本

運転者も歩行者も、これらの標識をじゅうぶんに活用し事故のないよう注意いたしましょう。

なお、狛江町では昨年四月から本年七月までに、百余本の各種の標識を設置してきましたが、このたびさらにカーブミラー等三本を追加設置する予定です。工事中は付近のかたがたには何かとご迷惑をかけると思いますが、よろしくご協力くださるようお願いします。

投書欄『町民の声』を設ける

最近、人口が急増しています。そのため、町の動きや町からのお知らせについては、町と住民の連絡機関である広報紙によってPR会、グループなどの話題を載せてほしいとの要望が多く、そこで次号（十一月一日発行）からいろいろと載せていきたいと思いますので、ご投稿ください。

一日発行）で皆さんにお知らせしましたように、町の動きや町からのお知らせだけでなく、住民の声や自治会、町

選挙人名簿登載者数決る
―九月二十日現在で―

昭和四十三年九月二十日現在の狛江町の有権者数は、同日確定した九月一日現在で追加登録された有権者数を含めますと、六月期登録者数より男千五百八人、女千五百八十四人、計三千九十二人の増加となり、各投票区別では、次のようになります。

投票区	男	女	計
1	1,635	1,718	3,353
2	1,657	1,714	3,371
3	1,914	1,934	3,848
4	2,297	2,209	4,506
5	2,288	2,090	4,378
6	2,136	2,165	4,301
7	2,241	1,950	4,191
8	1,879	1,747	3,626
9	1,717	1,619	3,336
10	1,297	1,359	2,656
計	19,061	18,505	37,566

外国人登録
証明書の切替え

昭和四十年度に新規登録の申請または登録証明書の切替え申請をしたかたは登録証明書の切替え時期がきました。

その取り扱いは登録証明書に記入してある日の三十日前から受け付けします。

切替え期間中に住民課窓口に次の書類を提出してください。

1　外国人登録証明書および印鑑のあるかたは印鑑（いまだ交付を受けていない場合または紛失した場合を除きます）
2　旅券（所持する者に限ります）
3　写真（最近六か月以内に撮影した写真三枚、正面無帽、大きさは五センチ平方十四才未満の者は写真の提出は不要です）
4　登録証明書確認（切替え）申請書一通

なお、詳しいことは、住民課住民第二係までお問い合わせください。

社会福祉事業に
石井前町長の遺族から
八十万円寄付

五月二十八日死亡された石井前町長の遺族から、狛江町の社会福祉事業に役だててほしいと、八十万円の寄付がありました。

狛江町では、故人の意志を生かすため、現在使用方法を検討しています。

税の出張収納

次の表のとおり、町・都民税第三期分、国民健康保険税第六期分の出張収納を行ないます。

役場に遠い地区のかたはご利用ください。

月日	時間	場所	区域
十月二十八日（月）	自前九時三十分至前十二時	和泉名古屋商店本店前	上和泉
	自後一時至後二時三十分	小足立寺西菓子店前	上小足立
	自後三時至後四時	覚東千手院前	覚東
十月二十九日（火）	自前九時三十分至前十二時	覚東天理教教会前	覚東
	自後一時至後三時三十分	岩戸慶岸寺	岩戸東部地区
十月三十日（水）	自前九時三十分至前十二時	岩戸明静院前	岩戸南部地区
	自後一時至後三時三十分	駒井消防詰所前	駒井
十月三十一日（木）	自前九時三十分至前十二時	猪方谷田部米店猪方販売所	猪方南部地区
	自後一時至後三時	和泉玉泉寺前	下和泉

◎国民年金も取り扱います。

タバコは町内で買いましょう

◎変更手続き（世帯主、氏名等変更届）

必要とするもの	内容および注意事項
一、印鑑	本人または世帯主の印鑑を持参してください。
二、米穀購入通帳	国民健康保険加入者のみ持参してください。
三、国民健康保険証	世帯主が死亡、転出等で変った場合は十四日以内に届出てください。この場合国民年金の該当者は、年金証書を持参してください。

◎転出手続き（転出届）

必要とするもの	内容および注意事項
一　印鑑	本人または、世帯主の印鑑を持参してください。
二　米穀購入通帳	通帳は配給を受けている米屋え持参し、転出する旨申出のうえ、通帳に必要事項を記入し押印済となったものを持参してください。
三　国民健康保険証	国民健康保険加入者のみ持参してください。
四　国民年金手帳	国民年金加入者のみ持参してください。

転出証明書交付手数料は五十円です。転出先の住所をよく調べておいてください。

狛江町体育祭

十一月三日　一小校庭で

昨年約八百人の参加で盛大に行なわれた体育祭、こととしは一般の皆さんや、自治会・町会その他団体で組織されている皆さんにも呼びかけて一そう楽しい体育祭にしようというものです。

期日　十一月三日（日）

場所　狛江第一小学校庭

対象　社会教育に関する各団体、各種団体、一般町民

申し込み　教育委員会社会教育係へ十月十二日までに

主催　体育祭参加各団体、狛江町体協、狛江町教育委員会

小学校運動会 中学校体育祭 始まる

町立小学校の運動会と中学校体育祭が、次の日程で行なわれます。

狛江第一小学校　十月六日（日）

狛江第四小学校　十月二十日（日）

狛江第五小学校　十月十三日（日）

狛江第一中学校　十月六日（日）

狛江第二中学校　十月十日（木）

なお、狛江第二小学校と狛江第三小学校は九月二十九日に行なわれました。

今月の寄贈・購入図書

明珍勝男氏（和泉二五九〇）から「国民百科事典」全巻他一冊、広瀬富美子氏（和泉一三二〇）から「大和路、信濃路」他九冊、佐藤宏子氏（和泉九二九）から「隊長ブーリバ」他十三冊、大坪光栄氏（岩戸一二七五）から「羽仁もと子集」他二冊をそれぞれ寄贈されました。厚くお礼申しあげます。

また「続石狩平野」等六十六冊を新たに購入しました。寄贈図書と合わせて皆さんのご利用をお待ちしています。

時間　午前十時～十二時

場所　狛江町集会所

受講　無料

材料　実費

申し込み　教育委員会社会教育係へ。電話でどうぞ

成人学校

…時の話題をやさしく解説する…

現代時事講座

つぎつぎに世界や日本におこるできごとは、毎日テレビや新聞を通じて報道されています。しかし、これらのニュースは断片的で、もう少しまとめて問題の原因や背景を聞いてみたいと思うことがしばしばです。

そこで、最近の話題の中から関心のある問題をとりあげて、専門家がやさしく解説し皆さんがこれらのできごとを正しく理解し、考えるための材料にしていただきたいと、次のように現代時事講座を開設します。

町民のかたならどなたでもけっこうです。どうぞお申し込みください。

第一回　十月十五日（火）
「学園紛争はなぜおきる」
学園紛争が流行と言われるほどおこっていますが、その原因はなんでしょうか。一般学生の動き、教授団の指導性理事者の態度など問題の背景をさぐってみましょう。
講師　東京教育大学講師　鈴木博雄先生

第二回　十月二十二日（火）
「心臓移植と人間の生命」
科学の発達は人間の心臓を胸から胸へ移植することを可能にしました。すると今までわたくしたちが考えていた人間とか、いのちとかは今後どう考えたらよいのでしょう
講師　慈恵医科大学（交渉中）　先生

第三回　十月二十八日（月）
「チエコの自由化の問題点」
チエコの人たちが戦車の前にすわりこんで主張する自由化とはどういうことなのか、それをおさえようとする側の理由は何なのか、世界の耳目を集めたこの問題にわたくしたちも目を向けてみましょう
講師　毎日新聞読者相談室長　名取義一先生

第四回　十一月四日（月）
「手さぐりのベトナム和平」
早く戦争をやめてほしいとの願いを背に和平会談が始まってから数か月、その交渉は手づまりの感さえあります。その原因とこれからの打開策を聞いてみましょう。
講師　毎日新聞読者相談室長　名取義一先生

第五回　十一月十一日（月）
「日本の安全を考える」
世界の国々の中で、日本はどんな立場にあるのでしょうか。流動的な世界のようすを聞きながら、日本の安全の問題を考えましょう。
講師　毎日新聞読者相談室長　名取義一先生

第六回　十一月十九日（火）
「わたくしたちのくらしを展望する」
米、ビール、それから……と気になるわたくしたちのくらしを、日本の経済がこれからどう発展していくのだろうかという展望の中からもう一度見直してみましょう。
講師　近野経営研究所長　近野　敏先生
各回とも
時間　午前十時～十二時
場所　狛江町集会所
受講　無料
申し込み　教育委員会社会教育係へ、電話でどうぞ

続 孔版講座

実習で実力をつける

今回は実習を中心にして実力をつける講座にします。一応、前回受講者を優先しますが、初めてのかたでもけっこうです。どうぞ早めにお申し込みください。

第一回　十月十七日（木）
第二回　十月二十四日（木）
第三回　十月三十一日（木）
第四回　十一月七日（木）
第五回　十一月十四日（木）
第六回　十一月二十一日（木）
各回とも

【先生を囲んで孔版技術を学ぶ町民の皆さん】

体協だより

野球連盟
○秋季大会のお知らせ
・申し込み　十月五日まで
・抽選会　十月七日午後六時から狛江町集会所
・大会開始　十月十三日から毎日曜日
・詳しいことは教育委員会にお問い合わせください。

スキー協会
○日赤救急法講習会
・期間　十一月八日～十四日　午後六時から
・場所　狛江町集会所
・申し込み　十月三十一日まで教育委員会へ
・家庭・スポーツ・不慮の事故に対処できるよう受講ください（十六歳以上）

バドミントン協会
○定例練習会
・毎週水曜日午後六時から狛江第一中学校体育館で行なっています。初心者のかたには親切にお教えしていますのでぜひ一度おいでください。

フォークダンスのつどい

十月十二日（土）
午後六時三十分から
狛江町集会所
〝今月のうたを
お楽しみに〟
どなたもどうぞ

図書室

―開室―
毎週　火・金曜日
午前九時～
午後四時三十分
狛江町集会所
図書室

危険なシンナー遊び

しないようにしましょう

全国で二十人 死亡者昨年の二倍

最近新聞、ラジオ、テレビなどで報道されていますが、少年たちの間でシンナーのにおいを吸収する遊びが流行しています。これは非行につながるばかりでなく、精神障害や死亡者が出るなど大きな社会問題となつています。少年たちは、その恐ろしさをはっきり知らないのです。

このシンナー遊びをしますと、頭痛、吐きけ、不眠、食欲不振に陥り、幻覚症状を示すとともに、物をこわすなどの乱暴をします。

慢性中毒者は、顔色がドス黒く、ほおがやせて目が生気がなくなります。そして首の筋肉が衰え、ノドを痛がったり、鼻をならすなどの症状が見られます。また、そのまま乱用を続けますと心理的抑制力を失い、行動が異常になって、暴行や盗みなど反社会的行動に走るようになります。身体には、胃腸や肝臓などに障害を起し、長く用いると、ついには廃人になります。

すでに昨年の二倍の少年が死亡

ことしの七月三十一日現在ですでに都内で四人、全国で二十人が死亡しており、昨年一年間の二倍となっています。また、都内でシンナー遊びで補導された少年の数は、一月から六月末までの間に三千百八十人にのぼっていますこれは昨年一年間の千四百十三人を上回っています。

みんなでこの危険な遊びはしないようにしましょう

このように、「シンナー遊び」は大変危険なものです。

その動機は友だちに誘われて好奇心から始めた者が多く、これが病みつきになり慢性化するのです。親も子も、そして地域の人たちも、みんなでこの危険な遊びはしないようにしましょう。

昭和四十三年一月から六月末までの上半期におけるシンナー等乱用少年の補導状況はグラフのようになります。

シンナー等乱用少年の月別補導状況　（不良行為）

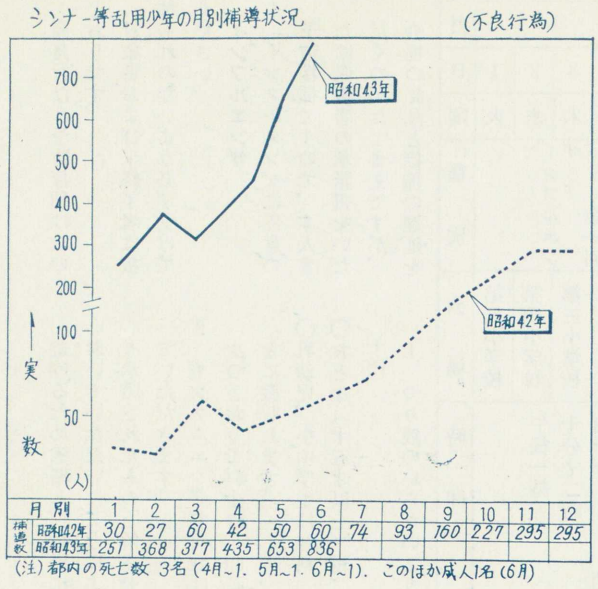

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
補導数 昭和42年	30	27	60	42	50	60	74	93	160	227	295	295
補導数 昭和43年	251	368	317	435	653	836						

（注）都内の死亡数 3名（4月～1. 5月～1. 6月～1）. このほか成人1名（6月）

⊙使用されている薬品（商品）ではシンナーが四八・五％

きょうは『法の日』

法を守って明るい社会

法はわたくしたちが社会生活を行なうためにどうしても必要なルールです。

したがって、この日は、法を尊び、人権を守り、社会秩序の確立の精神を高めるための日として定められたものです。

ところで、法というと、たいへん堅苦しく、縁遠いものに聞こえますが、はたしてそうなのでしょうか。わたくしたち人間が集まって共同生活をしているところでは、めいめい勝手気ままな行動をしていてはとうてい仲よく秩序だった生活をすることはできません。

家庭でも何らかのしきたりや、しつけがあり、遊びやスポーツにもルールが決められ学校や会社にもいろいろな規則があります。さらに部落とか村とか町になれば一層強い秩序を保つ規則が必要となります。複雑で専門的なことはともかく、交通道徳を守るとか、小暴力追放運動に協力するとか、そうしたことが法を守ることになり、ひいては、明かるい社会生活に大きな役割りをはたすことになるのです。お互いに「法」を守って明かるい社会を築きましょう。

火災予防に備えて

大掃じにはこんな注意を

山々が紅葉し、日、一日と過ごしやすい季節となり、各職場やご家庭では迎える冬に備え、大掃じに取りかかることでしょう。

こんなとき、忘れてはならないのが火災予防です。さああなたの、わたしの職場や、家の大掃じには、次のことがらにも気を配り火災の危険のない住みよく明るい楽しい生活をおくりましょう。

⊙整理整とんは火災予防の第一歩

1　職場や家庭内にあるガソリンや、ベンジン等の危険物は、安全なところに整理・整とんして保管しましょう。

2　プロパンや、都市ガスの配管等は良く調べてヒビ割（亀裂）等があれば取り替えたりして安全に使いましょう。

3　物置きや、押入れの奥にしまいこまれている石油ストーブは、少し早めに出して良く調べたり、手入れをして完全な状態で使いましょう。

4　扉の周囲にある必要のないダンボールや木箱等は、整理しましょう。

5　煙突や、風呂かまなどは良く調べ、いつも安全に使いましょう。

⊙大掃じで出たゴミ等を燃やす場合は、次のことを守りましょう。

1　バケツ等に水を準備してからはじめましょう。

2　一度にたくさん燃やさないようにしましょう。

3　建物の近くや、危険物、その他燃えやすい物のそばではやめましょう。

4　風が強いときは危険ですからやめましょう。

5　あき地や畑等広い安全なところで燃やす場合でも、火災とまぎらわしい煙や、火災の発生するおそれのあるときは、必らず消防署に届出てからはじめましょう。

6　燃やしはじめたら必らず監視人をおき、終ったら広い範囲に水をかけ完全に消火しましょう。

★火災・救急は一一九番で★

局番なしの一一九で通報した場合左図のようにして消防車・救急車が出動します。

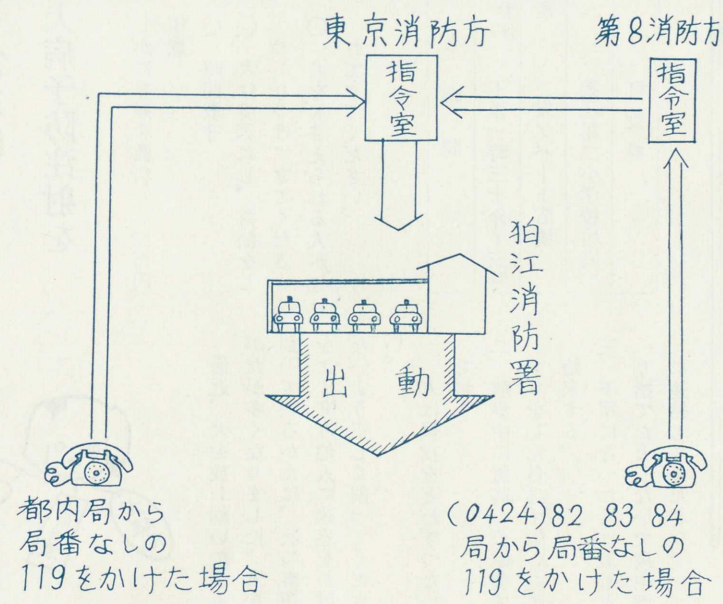

狛江町商店コンクール

――宮前本橋酒店に町長賞――

商店の施設の近代化、経営の合理化、サービスの向上等を目的として、八月二十日、第二回狛江町商店コンクールが実施されました。

各商店会代表の十五店舗が参加、慎重な審査の結果、次のとおり入賞者が決まり、町長賞を受けた宮前本橋酒店は東京都商店コンクールに、町代表として参加することになりました。

入賞者（敬称略）

◇優秀賞

（店舗名）	（業種）	（商店会）
町長賞	宮前本橋酒店	酒類食料品	上和泉
議長賞	荒井衣料店	衣料洋品寝具	狛江駅前
商工会長賞	白井精肉店	食肉役場前
商連会長賞	谷津田商店	酒類食料品	猪方、駒井

◇優良賞

伊東薬局　医薬、化粧品　上和泉
清信堂時計店　時計眼鏡　和泉多摩川
高延洋品店　衣料、洋品　上和泉
マルヒロ食品　総合食料品　岩戸二の橋通り

◇良好賞

（省略）

多摩川住宅

地元割当分店舗募集

申し込み場所　狛江町役場産業課
申し込み期間　十月十五日まで
業種　菓子、パン、牛乳（店頭販売）一店舗
　　野菜、果物　一店舗
開業時期　昭和四十三年三月初旬（予定）
申し込み資格　狛江町内で現在同種営業をしていて引き続き三年以上経営経験のある者
店舗の規模　賃貸料等（住宅付）
店舗　約五十八平方メートル（十七・六坪）
荷受場　約十九平方メートル（五・七坪）
住宅　約四十平方メートル（十二坪）
賃貸料（月額）七万二千円
共益費（月額）二千四百五十円
専用駐車場料金（月額）千五百円
協力金　百九十五万円（十年無利息据置後一分八厘利息で五年償還）

なお、地元優先のほか、一般募集分九店舗（美容、理容、クリーニング、書籍、洋品、医薬・化粧品、電気器具、すし、そば）があり、直接住宅公社が、新聞発表により募集します。

東京都住宅供給公社は渋谷区渋谷一丁目十五番九号美竹ビル内にあり、電話は（四〇九）二二六一（代）です。

米穀販売店の名称が変りました

八月二十七日から米穀販売店の名称が次のとおり変更になりました。

変更前　石富商店営東販売所
　　ふじや
変更後　ふじや米店

予防接種は必ず受けましょう

今月行なう予防接種は次のとおりです。

対象者および未終了者は接種もれのないよう必ず受けてください。

インフルエンザ

1　インフルエンザは任意の予防接種ですので、本人または保護者の承諾書をいただくのがたてまえですが、会場の混乱と接種の遅延を避けるため省略し、会場においでいただいたことにより承諾されたものと解させていただきます。

2　インフルエンザの料金は次のとおりで料金は一回ごとに徴収します。

○乳幼児、小中学生は無料
○おとな（十五才以上）百二十円

1　つり銭のいらないようお願いします。

2　二回式ですので、二回受けなければ効果はありません。必ず二回受けてください。

注意

鶏卵、鶏肉、鶏の羽毛に対して過敏性をもつアレルギー体質のかたは予防接種を避けてください。

生ワクチン

一回目　昭和四十三年二月一日から同年七月三十一日までの出生者

二回目　昭和四十二年八月一日から昭和四十三年一月三十一日までの出生者

生ワクチンは二回服用すれば完了です。

今回接種するのは従来のA2、B型混合ワクチンですがこのワクチンも全国的に不足していますので、状況によってはおとな（十五歳以上）のかたに実施できないこともありますからご了承ください。

月	日	曜	種別	会場	時間	対象者
10	1	火	インフルエンザ第一回	第五小学校	午後一時三十分～二時四十分	生後三か月以上の一般住民（ただし、希望者のみ） 注意 二才以下の乳幼児は副作用が強いので、できるだけ避けてください。
	2	水		第四小学校		
	3	木		第三小学校		
	4	金		第二小学校		
	5	土		第一小学校		
	9	水	インフルエンザ第二回	第五小学校	午後一時三十分～二時四十分	
	11	金		第四小学校		
	12	土		第三小学校		
	14	月		第二小学校		
	15	火		第一小学校		
	18	金	百日せきジフテリア混合第一期二回	第五小学校	午後一時三十分～二時四十分	昭和四十三年一月一日から昭和四十三年六月三十日までの出生者 または第一期未終了者
	19	土		第四小学校		
	21	月		第三小学校		
	22	火		第二小学校		
	23	水		狛江町集会所		
	31	木	生ワクチン	第五小学校		

困つた問題

危険物入れとゴミ容器の混同はつきり区別して

危険物入れは、燃えないもの（陶器類、鉄くず、灰等）だけを捨てるために設けた共同使用のゴミ容器です。台所のゴミなど燃えるもの（木の枝、皮類、ゴム製品等）を捨てたり、また家の改築、かきねの修理等で出た、カワラ、壁土、植木等は危険物入れに出さずに請負業者に責任をもつて処分させ、ゴミが周囲に散乱して付近の人に迷惑のかかるような捨て方をしないで正しく利用しましょう。

なお、最近子どもさんがたのいたずらが、危険物の散乱をいっそうひどいものにしています。不衛生であり、またけがの原因にもなりますので各家庭でじゅうぶん注意してください。

燃えるものを捨てる人を見かけたら、人相、特徴、車のナンバー等を衛生課に至急ご連絡ください。

粉ミルクが無料で支給

母子保健法により、生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割世帯の妊婦、乳幼児のかたは申請により粉ミルクが無料で受けられます。支給期間は次のとおりです。

一　妊婦（妊娠したかたで、出産前六か月間、申請した月の翌月から出産した月の終りまで）

二　産婦（出産した月の翌月から三か月間）

三　乳幼児（出生後四か月目より九か月間）

申し込みは母子健康手帳、印鑑を持参のうえ住民課窓口においでください。

なお、昭和四十三年一月一日以後に、狛江町に転入されたかたは、前課税地で課税証明書をもらい添付してください。

犬を飼っているかたは狂犬病予防注射を

昭和四十三年度の第二回狂犬病予防注射を次のとおり行ないますので、必ず受けてください。

○注射手数料　百七十円
○注射済票　三十円
　合計二百円
○本年度未登録犬はこのほかに登録手数料　三百円

注意

○時間厳守
○犬は清潔にし、首輪をしっかりつけてきてください
○犬をおさえられる人が連れてきてください。
○本年度未登録犬はこのほか

月	日	曜	場所と時間
10	24	木	第八分団消防詰所　午後一時三十分～三時
	25	金	覚東天理教教会
	28	月	岩戸公民館
			三友アパート広場
			狛江第二小学校校庭
			町役場

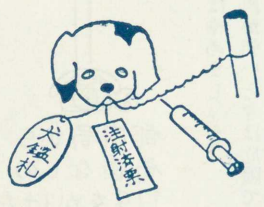

最近、犬を放し飼いにするかたが多くなりました。犬を飼っているかたは、次の事項をよく守り他人に迷惑をかけないよう正しく飼ってください。

一　犬は昼夜をとわずつないでおく。

二　散歩中に道路、公園等でフンをしたら必ず飼い主が始末する。

三　不用になった犬は放したり捨てたりしないで衛生課に連絡してください。

母子保健教室開催

よい子を育てるおかあさんがたのために母親学級の形式を短かくして、講義と映画を行ないます。

日時　十月八日午後一時
場所　狛江町集会所
対象者　妊娠中のかた、これから結婚されるかた
持参するもの　母子健康手帳
筆記用具

詳しいことは、福祉課へお問い合わせください。

例年行なっています老人を対象に行なうものです。

福祉法による老人の健康診断を、次のとおり行ないます。

十月九日・二十二日　老人の健康診断

す。この法律は、老人に対しその心身の健康保持を図るため六十五歳以上のかた

十月九日（水）狛江町集会所
十月二十二日（火）岩戸公民館

いずれも午後一時～三時

検査内容は診察、血圧測定、尿の検査等を行ないます。

精神衛生相談

精神障害者に関する精神衛生相談を、次のとおり行ないます。

日　時　十月十八日（金）　午後一時～二時三十分
場　所　府中保健所
相　談　精神科専門医師
料　金　無料

なお、予約もおうけしています。

詳しいことは府中保健所（〇四二三－六二－二三三四）までお問い合わせください。

職員募集

狛江町では次の要領で職員を募集します。

職　種　清掃作業員
資　格　三十歳未満の男子で学歴は問いません
待　遇　狛江町正規職員とする
給　与　狛江町給与規定による
提出書類　履歴書（写真添付）
応募期間　十月十五日まで

詳しいことは総務課人事係へお問い合わせください。

今月の相談

法律相談
日時　十月　十一日（木）
　　二十四日（木）
　　午前九時～十二時
場所　役場
担当　弁護士　毛利秀之氏

行政苦情相談
日時　十月十八日（金）
　　午後一時～四時
場所　役場
担当　行政苦情相談員
　　宮崎　武雄氏

人権身の上相談
日時　十月　十七日（木）
　　午後一時～四時
場所　役場
担当　人権擁護委員
　　本領信治郎氏
　　吉原　隆次氏

資産税相談
日時　十月　三日（木）
　　午前十時～四時
場所　役場
対象者　生後三か月目の赤ちゃん、（ただし三か月目で相談のできなかったかたは五か月目においでください）未熟児、発育のよくない赤ちゃん
持参するもの　母子健康手帳
　　その他ミルク、おむつなど

育児・家族計画相談
日時　十月十八日（金）
　　午後一時～二時三十分
場所　狛江町集会所